

## インターネットサービス利用要領

令和4年4月1日

要領第14号

(目的)

### 第1条

本要領は、公益財団法人真庭エスパス文化振興財団（以下「当財団」という。）が久世エスパスセンター利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する無線及び有線によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

### 第2条

本要領でいう利用者とは、久世エスパスセンターで本サービスを利用する（以下「利用者」という）をいう。

(本サービスの料金)

### 第3条

1. 本サービスの利用料は無料とする。

(利用条件)

### 第4条

1. 本サービスの利用は、当財団が定める「同意書」に同意した個人・団体に対して認めるものとする。
2. 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。
3. 利用者は、本サービスの利用に際し次に掲げるものを準備するものとする。
  - (1) 本サービスに接続できる機能を有した通信機器
  - (2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源ケーブルと接続ケーブル
4. 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。
5. 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

6. 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。  
(利用手続き)

#### 第5条

1. 無線によるインターネット接続を行う場合は、当財団から貸与されたパスワードを入力して利用するものとする。
2. 有線によるインターネット接続を行う場合は、当財団から貸与された接続ケーブルを使用して利用するものとする。

(利用場所及び利用時間)

#### 第6条

本サービスの利用は久世エスパスセンター内に限るものとし、利用時間は施設の定めるとおりとする。ただし、利用時間は必要に応じ変更する場合がある。

(禁止事項)

#### 第7条

1. 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (4) 誹謗中傷する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
  - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
  - (7) 性風俗に関する活動
  - (8) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
  - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
  - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為
  - (11) 利用権利を第三者に対し、譲渡または販売する行為
  - (12) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為
2. 利用者が禁止事項を含む全ての行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当財団は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

#### 第8条

当財団は利用者が次のいずれかに該当することを確認した場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本要領に違反した場合
- (3) その他利用者として当財団が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

#### 第9条

当財団は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) システム保守及び施設設備のメンテナンス等を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

#### 第10条

1. 当財団は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
2. 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、当財団は一切責任を負わないものとする。
3. 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
4. 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等、その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、当財団は一切の責任を負わないものとする。
5. 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当財団は一切の責任を負わないものとする。

(アクセスログ収集)

第11条

当財団は本サービスのアクセスログ（どのような利用者がどのようなサイトに接続したか）を収集・保管し、犯罪捜査等が目的の場合に限り外部機関（警察等）に提供する場合がある。

(要領の変更)

第12条

当財団は、必要に応じて利用者の承諾なしにこの要領を変更することができる。

(損害賠償)

第13条

利用者が本要領に違反した結果、当財団が損害を被った場合、その損害を利用者に請求するものとする。

第14条

利用者は本サービスの使用にあたって、本要領に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守しなければならない。

第15条

本要領に関する準拠法は日本法とする。

本要領は令和4年4月1日より実施するものとする。